



編集発行

|(株)ハンズホールディングス

〒860-0811 熊本県熊本市中央区本荘

6丁目8-7 TEL. 096(375)4340 FAX. 096(375)4341

さくら

(卯月) APRIL

29日・昭和の日 30日・国民の休日

	一月一	一火一	一水一	一木一	金	-
•	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	<i>20</i>
21	22	23	24	25	26	<i>27</i>
<i>28</i>	29	<i>30</i>	•		•	•

ワンポイント 自筆証書遺言の方式緩和

昨年の民法(相続法)改正で、今年1月13日から作成する自筆証書遺言の方式が緩和され、これまで遺言書の全文を本人が自書しなければなりませんでしたが、添付する財産目録については、パソコンでの作成や、通帳のコピー等が認められ、自書でなくてもよいとされました。ただし、各頁に署名押印は必要です。

● 4月の税務と労務

国 税/3月分源泉所得税の納付

4月10日

国 税/2月決算法人の確定申告(法人税・消費税等) 5月7日

国 税/8月決算法人の中間申告 5月7日

国税/5月、8月、11月決算法人の消費税の中間申告(年3回の場合)5月7日

地方税/給与支払報告に係る給与所得者異動届の提出 4月15日

地方税/固定資産税(都市計画税)の第1期分の納付 市町村の条例で定める日(原則4月中)

地方税/土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

4月1日~4月20日

または最初の納期限のいずれか遅い日以後の日まで

地方税/軽自動車税の納付

市町村の条例で定める日(原則4月中)

A:「Bさんは色々あったと思いった」をの後、また賃金の良い所に らいったから」をであると決めていたから」につけ賃金が高い所に移る。 A につけ賃金が高い所に移る。 A につけている A にしいている A につけている A にしいている A にしいている A にしいている A にしいている A にしいている A につけている A にしいている A にしいない A にし В 会社に入ろうか迷 営コンサ 「俺は迷ったことないよ。 僕は大学卒業後 ル B 氏 ント 述ってね 0) 対 は、どの 氏 ح

В 「友人と二人で始 |あると分った(現在、従||雇わなければ稼ぐのに限 たよね」 上 は あると分った(現在、従業雇わなければ稼ぐのに限界上働いていた。しかし、人はないし、ただただ人の倍にないと、人のはないと、人で始めた頃は

> В Α ぐに辞めてもらった」 ·· : 出来ない奴は分かるから、かに厳しいよ。俺は、仕事 :「ウン。荒いというより、のではないの?」 : 「じゃあ、 ではないの? 人使 11 は荒 か っ すが確 た

させた。しかし、たまたまそんかいた。そこで、翌日の朝、人かいた。そこで、翌日の朝、みんなに、時計は俺が預かっないた。と言って、翌日の朝、 В 者わの 日は三 9 たの た。その時はみん 帰る報告 で、 時で予定の仕 をしてみ ゼネコンの監督 いんなを 事が終

一年目の コンサ 企 考え方は 0) Aさん ĺ 企業が事業を行る タント ラリー 頭 んは、 べでは理 マン В 解 さん を で 職経 ŧ のし

この姿勢に対する風当りが強いかということ。世間一般では、的は〝利潤追求〞だけで良いの的は〝利潤追求〞だけで良いの う と いうことにも一 一因があると思る風当りが強い

社 利会 潤 は会的使命で がある

段があると受す又し ・ 企業が社会的責任を達成する手 のでであるといくと、利潤追求、 ・ 企業が社会的責任を達成する手 推し進めていくと、る」といいますが、 いう手段をもぎ取られてしまうの他の法人と違い、利潤追求と あに 能 しかし、 です ŋ 社会的に存 企 0) 潤 社 かの 追 の目的 企 こ違い、利潤追式正業という組織は 求はその り取れます。 貢任を達成する手 在する 的貨は任 い、このはその手 社論 会貢 0) を は 成はそ 不 可

L

求す

ます。しかし、利潤が社会的でする報酬である」と説く人もまた、「利潤は社会的貢献に

はありません。かるべきですが、公益法人が高い利 ありません。 する報 い利潤をあげてし であるならば 現実はそうで

ょうか。 所詮、言語 としていようが、社会貢献に対 根幹であり、それを企業の目的 て 〝利潤〞 は欠く事のできない 『利潤』は欠く事のいずれにしても、企 『葉の問題ではないでし』として規定しようが、 企 業に ح

たがって、「利潤を追う利潤、です。

業の利潤 なり、 きな部 ある」と言えます。 ることが何よりの社会的責任 言うまでもありませ 低や社会資本の整備国や地方自治体が 分を占 は、その一 つます。 の整備等の大品体が行う社の体が行う社のである。 で

利 潤 の中身を分析する

ŋ 返しになりますが、

責任 はを果り、 た 利

言われている地域住民運動、言われている地域住民運動、追求をするな。というのではたく、利潤の中身を問題視していく、利潤の中身を問題視している、いわば、消費者や従業員をあ、いわば、消費者や従業員をにしていると捉えるべきではないでしょうか。

和潤を、算式を使って説明しますと、「売上高 - 原価 = 利益には、①売上高を大きくするには、①売上高を大きくするには、①売上高を大きくするには、①売上高を大きくするには、①売上高を大きくするには、①売上高を大きくするには、①売上高を大きくする。

し②に 売か原 上あ価、

てきに 一義の導入を労働者に押し付け、、一方、原価引下げの手段には生産者や販売者側にとったは生産者や販売者側にとったは生産者や販売者側にとった。 をあ ようと試 高 みます。 原 価 Ш い利

い、ということです。価値、を実現しなければなめには、顧客に対する、音のまり、企業が利益を出 し、その対価でお金を払 ういう価 もけ業 分に何を与えてくれる なく、、ななく、 値を提 供するかを判断 すわけ がばならな 一質献的 11 業が でも 、ます。 سلح 自 ŋ

ない固定 に要する 値が高く 加工費、 いくため で

加価 値 の

造」といえる

費

íż

定

利 の算式「売上高 ·変動 りれを分析します。 変動 費=人件 費 価 費 +

つま

ŋ

か

5

検討して

で表 伽値、などと呼びますが、「、生産価値、、 ある人は、+利益が利潤といい、あ します。 1加価値 いう

は 側で決めた利益の合計短は企業側で決めた原価にこう考えてくると従来 額と、 きてい支票を

間追求への見方が変わってくる 払わされている、と見てきている ところが、第一に顧客のことを考えて企業が、利益追求、を していると捉えれば、企業の利 しているととしているととしているととしているととしている。 と 潤思 追

《京西 ぶる》 従業員の労働 価 で あるか

四

部分を占めるのが人件費は、原価は売上高を獲得めに要した全ての費用とめての費用と と考えます。 営〟と名目 ヰする企業が続出、 宮〟と名目を掲げ、 上高 上 その中で最れ 1 1 原 原 そこで、〃減 ル上高を獲得、 と的に考える!! げ、 価 価 Ш Ш しました。 八件費を一 費 収も大きなパという概 得するた ((賃金) ح 0) 営者 圧 経 の固

> えてみま、 Ш 視 が しま ĩ 前 ょ + ず。 う利米 0) 付 加つ -1 価 金 式を外 で ある 金変の

存続させるために、従 存続させるために、とも 活を守るために、とも このことにより、 めに、ともに協力しために、従業員は生経営者側は企業を で 利 動くこと 潤 を 獲得

真の〝利潤〞を追求していくよ会から人・物・資本等を預り、会から人・物・資本等を預り、一番論として 望まれ てい る点を強調します。

他の種地の種 少が諸係上高 りません。 します 動費 下角 は す 0) 費用 決し がれ一、費 ح 減に 呼 はばほる単上費増に 売れぼる単上費増加が 上る比種純高用加が互

改正 消費税

い引れ七] 九上げと 1 ょ てきた消 $\epsilon \sqrt{}$ します よ今年 ま 減税率制度の導入が、 主 月一 た · り、 \mathcal{F}_{i} 日からス **%** 先送 へ の ぬりさ 0 夕

を改 全て 事 食業 料 をする必要が出てきます。 業者も、 軽 村品の取扱行品の取扱 下、 て整 実務 理 に必要なポイ してみます。 (販売)がないついては、 や経費に軽減 敷売)がない)ので、 対 **|** 応

減税 率 制

(2)

読品料 (1) 制度の概要 河類を除く。)) 河類を除く。)) 契約酒 行される新聞を対象品 品今 表示法に発 た た週二回以上 及び定期購 に規定する食 目とし、

(2) スケジュールにみる準れません。 ケータリング等は対象には 方 税 分一·七六%)。 率 は 八% **国** 一分六: なお、 几 % は食食 ŧ B 地

対 準

(1)お今納帳簿た、 あ購対 税事 た、仕入税額控除るのかなどを確認 象品 まず 簿及び請 自 度、 くする 社 務 実 目 商 軽 従業員等と確認して が 施 (税額の سخ 求 0) す 書等の記載事 税率対けれたけ ること の計算)など、 0) L 象 あ 減 ため ます。 商 る税 品か率 0 は 0

準決た 十月一日 ŋ レジや会計ソフトを改修し十月一日用の準備いたほうがよいでしょう。 必 率 で を貼り替える等 引上げ後 は での値段を との値段を 周 到 13 0 進

日

りのの 税寒施 です な備 上 7 伴う費 0) お くことが システム 減 次修 税 切 正率 0) で ح 費制 す お用度

し 修 正に要する費用は、 プ 0 ・が、機 修 繕 費 ع

(3) 扱関れの中 れている場合には、この部分の向上等に該当する部分が含中に、新たな機能の追加・機・ただし、プログラムの修正 しては資本的支出 ただし、プログラて取り扱われます われるので、 請 求書等保存方式の 注意が必 として取 要です。 正 ŋ 能の

が導入され、 た課税事業者」が 〇二三年 存方式(イン れます。 月 から、 ~ 「登録・ 交付 適 す

び帳 簿 0) ます が 適 仕 格 簡 税 易 額 請 控 求 除書

交付を受ける事業者の氏名及び適用税率、消費税額等税率ごとに合計した対価の 内 録 発 容 番 行 る場合はその旨の記載を含む)、 は 名称です。 適 号、取る者の氏 格請, 求 一級税率対象の一級引年月日、八名又は名数 小書の記述 象品 称事 氏名又 目取及びない。 で引びるの登 等、 額

ん。 求 書な 発行 お、 .事業者にはなれませ免税事業者は適格請

(4) 適 格 請 求 書等保存方式導入 から二 は、 \bigcirc

 区分記 二三年九月二 措置として、以下の措置がつ、区分経理に対応するたの請求書等保存方式を維持二三年九月三十日までは、二三年の人の一次の経過措置に対応するために、 がするために大を維持し 用のつ行

たも 象品 に合計した対価 清 求 分記 0) 目である旨 書等に 載 報請求書: 軽 $\overline{}$ 0 **社減税率** 等保 「税率ごと を 存 加え の方式

(2) 売上 6分することが54上げ又は仕入れな 困 を 難 税 な事

れ入業 ま税者 す額に の対 計し、 の売 特上 例 税 が額 設又 けは ら仕

税者過業 5 ഗ n ഗ

(6) ま 割 業 方 り い す合者式まて免特のかのより のかのせは税例 仕ら導ん仕事 入の入が入業経事 税仕後 額入六適額か措者 控れ年格控ら置か 除に間請除の がつは求の仕 認い 書 対 入 めて免 等象れ ら一税保にに れ定事存なつ

象

とな

ŋ

ま

す 軽

支減そのレ模応制

税の改ジ

率対策の 様子を がなどを がなる。

補に

すた

行

9

て

制一い助部行

金を う

に助

業軽

ょ

る る

事

に

該

当

į

減

るこ

ح

、ら、提供

役

で税 Q

渡り内象適のう販のにえて率 る図 用返も売目つば具のこQる国 な税還の高的い 体対の&た税軽 7 リ的象中Aめ庁減 はべに、一元 خ を で 1 示 なは公軽は率 かさ る 1 表減 業 れか取し 税制& ど引て率の 者販て が売い 販奨ま かがま 度周 売数量が売促り す。 K 軽 知 0 関等 减 量進 例い税 す を

適のう品堂食 をに堂会れ 供の飲おで社ま 食い提内す で さ 7 あ せ

す

や食所

あ

る員る業

の員はに

か務職事内

K

税一供飲そる

率食を食の社

の事行料食員

用譲当売用 対 す すしま用提も すうした、 る方 済 対 に場商通 該合品信 1 外 ŋ が販 ン ター Í 売 は、 飲 す で **,** 食あえ 減飲料 9 ッ 食品 てト 税 ર્ષ 料 等 率 の品に を 適の該販利

格 設定 や 伝 • 広告

汞に っ価 を設に 格拔 つ具公 定一政 〇 門 が額表す ガ す 上十 1 げ なけ○□示価格 ドに月 伴 ラ 税の 1 う 本〇込表 ン 価八 をい体円表示 格日

税告 ح 1 還にル

つ率等は等

たはし

税対該

譲還等。

渡等

かに記

て差

いし

ま

す

支えな

るの返

断資価当上で

産のしげ取

まに

れ取じ

減飲す

お高のとと

すを一らた

す小し

際店

のが

伝引

消 •

費広

値

B

セ

ば引 7 で、

税

資

産

0)

販

売

応

じ

引先

売

係

るに

まいーー止を税分負元 つ日日し行と値担セ た以以て う直引し 1 これ形 題 と ま で 11 が で のっ費消 と i 与「「通宣た税費」 「十十り伝消上税 て と月月禁等費昇を

が

要

くとな

者等

が

当注税企税

シ

つス対

率 業

必導

「消費税還元セール」など、 消費税と直接関連した 宣伝・広告は禁止 消費税 還元セール

さ請

す。

は、月 ま

度部ま

がはす

大

幅 月

に

拡の

充 申

宣伝・広告に関する規制

○禁止されない表示 「10月1日以降○%値下げ」などの 表示は問題ない 温泉宿泊プランが 10月1日以降 ○%値下げ!! 日以

請改おを

が支助に

け

る

補はす

やに

× 禁止される表示

十

受けま分ジ分に改 修主れ分号を 申・な用発発る すの一の要 ・改修、事 ・改修、事 ・改修、事 ・改修、事 なてか年を率経修の業 受もの もいら一 対 改 注で シュは、 あ払金追事書の事 を一一を一一を一一を一一を一一を一一を一一を一一 補 加機理成者に引る ス 助 万 テ レ シに間き場円率 器等 4 ジ を ス対取上合 未 0) 0 原 まのテ応引げは満 改 設 則 導ムすにて一 0) 修 。 入のるおい五レ四等

3 玉 の 支

庁 複中複で策 発数小数は補 率軽金 へ減 「てテ応小の税務 軽、ムの規対率局

年次有給休暇に関する改正 (労働基準法

とがう が時ち わ 季を指 年五日 義務付けられ として、 指 日年次 の 付 月 ょ して取得させ 9 ŋ $\epsilon \sqrt{}$ いては、いいないのに ました。 関 党革法 3 方 使日改の改 る用数正年本 る者のが次の

ところが、同僚へ ことが原則とされて 子働者が請求する時 ッシュを図ることを目的とし、 年 次有給休暇は、心身の する時季に与える ています。 ij フ

数

気が増え、その後は

の後は、

れれ進に理請 れを解消すべく制度にあり、年次有給は理由から、取得率が請求することへのない。ところが、同僚へ れました。 今回 意点等をお伝えします。 は、 度 っていたため、こ月給休暇の取得促 0) 和休暇の取得促めためらい等のためらい等の が低調な現状 度 改正 要と運 が 行 用 わ

一 基本的なルール

まず 〉基本的· なルー 年 次 有 給休暇 ル をみて につ W

> 付与の ま

付与されます 以 P 上 、有期雇 続動れ 出 勤 お務し、全労働5人の日から起算1 した労働 0) 雇用 日から 年十 労 日 働 0) 者も含みた者 (管理監督 有給休 日 L て六 0) 八 暇 ま が 督 割

最多となる知日から六年六日から六年六日 うこととされて 働 パ 断日数が、 画日数が少 イートタイ 日 下)については、 >週三○ 以 週三○時間≠少ない労働者を 下 -または $\epsilon \sqrt{}$ 、ます。 未満 など 年 者 間二 所言か定定

労

から六年六か月経 年二十 継続 勤 年ごとに 日の付与を 務 数が付与(比 この付与を行いたときになる。 例えば、 過 時 K 七 与えることも可した場合であれ を数の労働な 権はの年利、正次 難 てい の則 ですが、一日単位 取 場合等が ます。 以得を希 画年 有 位 で

を付 数に応じた日 し、六年六か月 され は、 ます。 六か月経 過

> 決 ŋ 働 で、使用者は指定されたです。 を明者は指定されたです。 を明者は指定されたです。 一次有 ませ 次 λ 得 する日 いって れたば日

労働 可能 れ 野者が半る です 半月者 日者が単 こと ー位で 同意で 一位で 一位で

権利(時季変更権)が認めは、使用者に休暇日を変更の正常な運営が妨げられる年次有給休暇を与えると、年次有給休暇を与えると、 ずが該当しまの全員に休暇 闘者が休暇 が休暇 R暇を付与し 同一期間に が認められ うます。 ٤, あらる場 かた日 にれる合業に

[的に休暇取得日を割り振る 定を結ぶことにより、 一暇の付っ える部 画 5分について2年日数のう 19年日数の19的付与) 休度

き

位で与えることができます(上限は一年で五日分まで)。半日限は一年で五日分まで)。半日限は一年です。前年度に取得されている点に注意を要します。 田 時効 年次有給休暇の請求権の時効 なかった年次有給休暇にきます(上 型で与えることがで 労使協定を締結 関 時間単位年休 時 半人間上

に与える必要 があり ま

二、改正点

以 そのため 年 次対 ため、 有給 象者 習に限られ 休 前述 暇 付 0) 与 比 H 数が十

対象者については雇い入れ後の 継続勤務により付与日数が十日 四日勤務の者は三年六か月経過) 四日勤務の者は三年六か月経過) がある場合であっても、前年度か がある場合であっても、前年度か がある場合であっても、前年度か がある場合であっても、前年 となります。前年度か がある場合であっても、前年 ・暇の日 務の者は三年六か月経過) 与される法定 数が十日以上 数を含まずに、 れています。 和休暇の日 前年度か えば、週の人が一般である。 の年次

てを四な 五付月お し日改 ん者以た あ取た以正 上年 ŋ 違 に あ次 反年時 が 五季る有今 せ有最施 は日指場給年 る

田 時季指定 (二) 日から一年 (二) 日から一年 (1) 本 (1) 本 (1) 本 (1) 本 (1) 本 (1) 大 (1) 本 (取年のにな次に準 が基準日とかる。 で準 は、四月一 には、四月一 になけた になけた になり、四月一 になり、四月一 の日六ば

か得入同たし さ社時日てな得 せ まから日 る付 日社年与 ح 9

> ば、 をた 日四めた から時 の月 日 一を 年が か行 す年基 て いるど、 に一般 付付わり かを 付

せしのら通重与日えす日るるた長後じ複日、ばるをた で間(で間のの場合で で取例期始期間で で取りませる。 でのの場合は でのの場合は さ分

□(十八か月)に □(十八か月)に □(十八か月)に □(十八か月)に □(十八か月)に □(十八か月)に □(十八か月)に □(十八か月)に 一日 (二年日で、 一日 (二年日の、 ・二年日の、 ・二年日の ・二年日 を年日の年ら十の

い次 11 有 八÷十二 、ます を × 取 Ŧi. させ 以 る 以上のよって さこと

季指定

せの時 を 聴取に定の かしなけれるなけれ れば、 ば な労 り働

> れ な ŋ ませ する るよう、一の希 う 努

定対を 四め聴望 んをするべしては、 請既 求に 五季 • 取日指ば で使用し上を はありませんでいる労を受しないに 労働給場 季者休合 指に暇

9

用

者

田い年方得指 いこととなります。年次有給休暇を取得を万法で労働者に合計五得」、「計画年休」の以指定」、「労働者自らの こまり 得させれからの請求・りのすれからの請求・りの請求・りの請求・りの請求・りのがある時 ば上か・時 よのの取季

け該有有 給給使 管理簿に記載する主な 知間の満了後三年間保 知間の満了後三年間保 になりません。 で用者は、労働者ごと で用者は、労働者ごと で用者は、労働者ごと 存及、に をひ年年 な当次次

· 次 日た時の管れ期 ح お簿 りで、 次 有 休 暇 取 目 は

付

次準数日季 することが た有日 は給 賃休 金暇 できます。 台管 帳理 きあは わ労 また、 せ働 7

> (六)り 上る 仕 せ 理 É す シ出 L ステ 力 で あム

表しなけ、 の労働者は、 の労働者は、 れつの範時の

有めり、 ŋ 休ま次 いっす。 0) 罰 則

- 『合…三○』 万 取
- 就業規2 一〇万に元を行
- 以下の罰金以下の罰金収を与えなかりる時季に所

トは てご活 運厚 公用生 等働 用さ れを省 7 しょ 認ま た 1 す パム ンペ 0 フーレジ ッに

義父の社長と別れて 独立すべきか

私は大手精密機器メーカーに勤務 後、妻の父親が経営するビルクリーニ ング会社で専務として働いています。

いま、頭を抱えているのは、社長と私の 経営方針が異なることです。これまでの成 り行きからみて、これでは仕方がないから 独立してやっていこうと思っていますが、 いかがなものでしょうか。

ご質問によりますと、社長と専務の 確執は行き着くところまで行ったとの 判断のようですが、果たして、この判断は 正しいかどうか。改めてこちらから疑問を 呈します。

まず、この様な場合は、やはり何が何で もケンカ別れとなってはいけません。企業 の発展・維持に2人組み合わせて生かせる 方法はないかと論ずるべきでしょう。

このときの注意事項をあげてみます。

落とした悲し

どこかで

〇〇円拾うことでようやく

口になる」

ということです。

ほ

め

5

ح

いうことは

ビジネス社会では

られるこ

かられる」ことは損

失です。

て利益に れる」

いなる。

第一に、経営方針という大事な話合いや 討議をする場合は、社長と専務の二人だけ で行わないことです。この様な時こそ、顧 問など第三者を入れ、重要事項を決めてい くようにします。

第二に、両者の責任・権限を明確にして 業務の分担を明確にすることです。

その時々で権限や命令系統が変わったり しては、これが従業員の行動を混乱させる 原因になります。

第三は、他社にも散見されるのですが、 リーダーの立場にいる社長とか専務はどの 様な認識の下に行動すべきかが、案外、分 かっていないことが多いです。これについ ては専門家に依頼し、意見を聞く必要があ ると思います。

第四として、社長の娘婿という立場から 自分のホンネ、社長の言い分をよく考えて みることです。

これらの対策を行い、一時の感情で社長 と袂を分かつことのないよう慎重に考えま しょう。

ほ める か

わ利 例えば、 益 れています。 損 のインパクト 心理 ăΟ 的インパクトは は、日 <u>。</u> 円 でどこ 倍

とを忘. ま 度は乱 はめてやれては叱 れな めてやっとゼーが?一度叱る、では叱る回数が る数 ロに が に対してい なるこ

とが多い。若者といえどもられてストレスが強くなるられてストレスが強くなるできではない。頑張っている自分が責めらでいるではない。頑張っていてできではない。頑張っていいるがで勝手な正当化を行って断で勝手な正当化を行ってます。 (められ) ていな て等 いの な考叱 き判いる

ワクワク系マーケティング

ある過疎の町にあったスーパーの話です。 そのスーパーの社長は売上が激減し、廃 業しようかとKさん(ワクワク系マーケテ ィングの提唱者) に相談しました。

Kさんは「売れない原因を間違えると対 応策を間違えるよ」と教えます。

するとその年、過去最高の売上が出まし た。翌年もその翌年も。何をやったのか。

商品も値段も同じ…。社長はお客様をワ クワクさせたのです。

例えば「福岡県朝倉市のF農園の梨です。 F農園の4つの梨園は九州北部豪雨で壊滅 しました。豪雨の翌日、Fさんは絶望的に なりました。しかし、一つだけ持ちこたえ た梨園がありました。Fさんはその梨園を 見て希望の光が見えました。これが豪雨を 持ちこたえた梨です」と宣伝しました。

この説明を読むと買いたくなる人も少な くないでしょう。

人は心が動くと行動します。お客様をい かにワクワクさせるか考えましょう。